

議案第 21 号

みよし市手数料条例の一部改正について

みよし市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市手数料条例の一部を改正する条例

みよし市手数料条例（昭和 39 年三好町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 略 （多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例） 3 略 <u>4 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により交付する別表第 1 に掲げる住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、住民票記載事項証明、戸籍証明書の交付又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付及び租税公課に関する証明に係る手数料の額は、それぞれ 10 円とする。</u>	附 則 1 及び 2 略 （多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例） 3 略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、多機能端末機を用いた証明書の交付に係る手数料の額の特例を定めるため必要があるからである。